平成２６年（フ）第１９６４号
横浜市戸塚区俣野町780番地１　サザンレジデンス103号
破産者　山田美惠子
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
石川県小松市相生町57番地
破産者　脇山智恵美
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３６号
岐阜県下呂市小坂町長瀬148番地
破産者　佐藤　　巖
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
静岡県浜松市東区国吉町358番地の２
破産者　楠　　幸司
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
静岡県浜松市東区半田山５丁目39番15号　エステート半田山102、前住所静岡県浜松市東区有玉北町1383番地
破産者　小杉　宗光
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
静岡県浜松市中区葵西６丁目21番55号　ブランシェピュール２号室、前住所静岡県浜松市中区西丘町883番地　メイプルハイムＴ５
破産者　河合　孝樹
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
静岡県浜松市北区三幸町468番地の３　エスポワールミユキＡ202号
破産者　豊田　雅代
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
徳島県徳島市助任本町２丁目21番地　第１蔵屋ビル302号、旧住所徳島県徳島市北田宮２丁目９番６―401号
破産者　粟飯原　宏
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０４号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田597番地２　ドミール・マイン103号
破産者　木下　功一
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０５号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田597番地２　ドミール・マイン103号
破産者　木下　香織
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１５号
愛媛県松山市土居田町139番地１　サーパス土居田南406号
破産者　眞鍋　正勝
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
愛媛県松山市南梅本町甲497番地
破産者　渡部　政直
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
愛媛県東温市牛渕1117―５　シャンブル・アン・ブルー303号、住民票上の住所愛媛県松山市岩崎町１丁目２番23号
破産者　大野　栄一
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
長崎県諫早市上町７番５―1101号　大蔵マンション、前住所福岡市博多区博多駅南４丁目３番１号
破産者　作田　宗一
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第４号
熊本県宇城市松橋町松橋103番地４　ニューハイツ102
破産者　緒方　　誠（旧姓鍬田）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７８号
千葉県八千代市高津東３丁目10番地21　パティオ・ウィステリアＣ号
破産者　渡邉　哲夫
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３３号
千葉市若葉区小倉台４丁目４番14棟107号
破産者　武井　啓至
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
相模原市南区東林間１丁目25番２号　相模原荘201―Ｂ
破産者　堀口　光一
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５４号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目17番24号　ドエル高橋201号
破産者　田口　英彦
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５５号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目17番24号　ドエル高橋201
破産者　恩田　潤子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部